

一宮市営墓地使用者募集申込書

令和 年 月 日

(あて先) 一宮市長

(申込者) 住 所 〒

(マンション名・部屋番号・方書までを記入)

フリガナ
氏 名

電話番号

(代理人) 住 所 〒

氏 名

電話番号

下記のうち、該当する項目にチェックおよび記入してください

- 一宮市営墓地を使用している。
 - 現在の区画を使用したまま、隣接募集区画を申請する。
 - 現在の区画を返還し、別の募集区画を申請する。

(現在の使用区画)

常光墓地・東島霊園・奥町墓地

第 区 割 条 番 (面積) m²

- 一宮市営墓地を使用していない。

- 埋蔵する遺骨がある。

- 生前墓を建立する。

申込資格のすべてに該当するので、

常光墓地・東島霊園・奥町墓地

(募集区画番号) 、 (面積) m²

を申し込みます。なお、申込みにあたり、市の方針に従い一切の不服を申し立てません。

- 裏面チェックリストにて申込資格を必ず確認し、 および署名をお願いします。

(※は市処理欄のため記入しないでください)

※本人確認	運転免許証・健康保険証・()	※受付番号	- -	※担当	
-------	-----------------	-------	-----	-----	--

申込資格チェックリスト

下記について確認の上、チェックおよび署名をしてください。当選後に相違が判明した場合は、当選が無効となります。

- 申込時点において一宮市内に引き続き 1 年以上住民登録がある。
- 市内の墓地からの改葬ではない（市営墓地からの改葬を除く）。
- 祭祀の主宰者である。または生前墓を建立する。
- 現に市営墓地（常光墓地・奥町墓地・東島霊園）の使用許可を受けていない（市営墓地からの改葬または隣接募集区画を申し込む方を除く）。
- 使用許可を受けた日から 3 年以内に墓地として使用を開始（墓石等を設置）できる。

* 上記 5 項目すべてに該当する場合のみ、申し込むことができます。

上記、相違ありません。

令和 年 月 日

署 名

.....

注意事項

- 1 世帯につき 隣接する 2 募集区画（合計 4 m²以下）を上限とします。現在市営墓地を使用しており、隣接募集区画を申し込む場合は 1 募集区画のみ（現在使用している区画との合計が 4 m²以下）とします。
- 必ず現地を確認した上で申し込んでください。
- 許可を受けた使用場所は祭しを主宰すべき者以外は承継できません。
- 使用許可を受けた日から 3 年を経過しても墓地としての使用が開始されない場合は、使用場所を返還していただきます。この場合、墓地使用料は還付されません。
- 使用許可を受けた日から 2 年以内かつ未使用で使用場所を返還された場合は、納付された墓地使用料の半額を還付します。
- 遺骨を埋蔵する前に、霊園管理事務所に死体埋火葬許可証、改葬許可証、分骨証明書または火葬証明書を提出していただく必要があります。